

令和8年度

上白石小学校 いじめ防止学校基本方針

「一人一人の安心・笑顔のために」

～ いじめを許さない 未然防止・早期発見・再発防止 ～

(1) 「いじめ」に対する基本的な認識

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場で事実関係を確かめ、対応にあたる。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」とは、人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していく。

(2) 「いじめ」防止のための基本的な姿勢

- 子ども一人一人に自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- 学校、学級内にいじめを「しない、させない、許さない」雰囲気をつくる。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築いていく。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、組織でいじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

以上の指導方針を教職員で共通理解を図り組織的に対応し、また、「学校基本方針」の定期的な点検・評価を行っていく。

(3) 「いじめ」を未然に防止するために

【児童への指導】

- ・子どもたちが意見表明する場を重視し、いじめ防止に向けた児童の主体的な取組を大切にしていく。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されることではない」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

【教職員として】

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童に思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。
- ・教職員がゲートキーパーとしての素養を身に付けられるよう充実した研修を実施し、資質向上に努める。
- ・笑顔とやさしい言葉遣いを心がけ、子どもの手本となる。

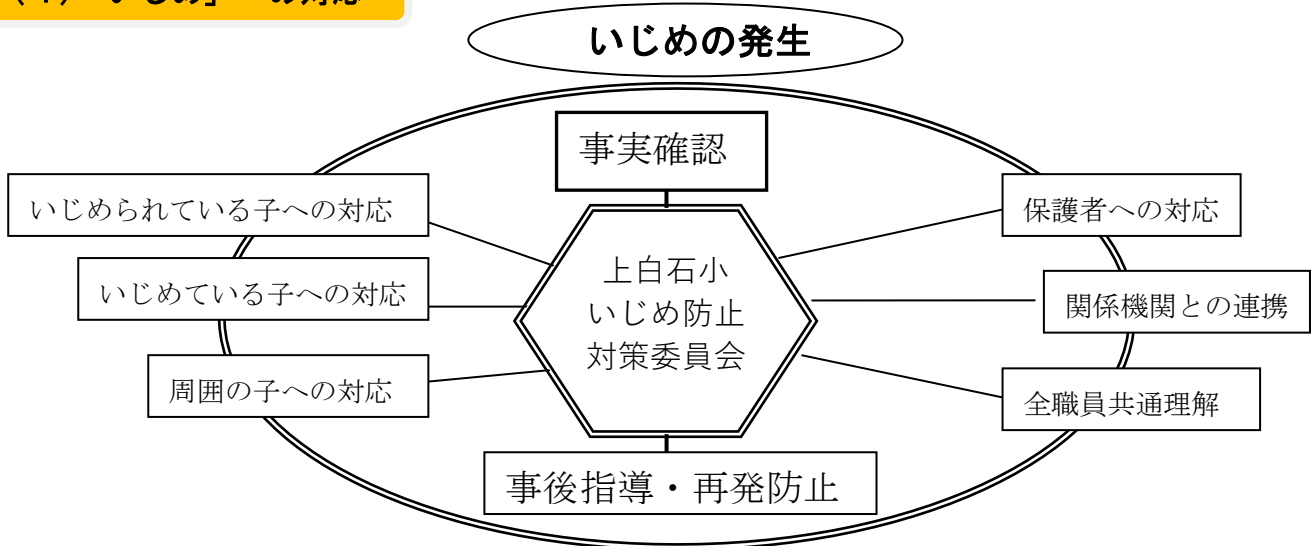
【学校全体として】

- ・本校の「上白石小学校いじめ防止対策委員会」を窓口として、組織的かつ迅速に対応していく。
- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査（札幌市として児童と保護者に行う）を実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・命の大切さを見つめ直す月間や命を大切にする道徳教育週間では、「いじめ問題」を含めた生命尊重の取組や道徳の授業等を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

【保護者・地域への啓発】

- ・児童が発するサインなどに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であること、本校のいじめ対策委員会の存在、その活動についてHP・学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

(4) 「いじめ」への対応



～ 組織的ないじめ対応に向けて ～

<正確な事実確認>

- ・いじめ行為はその場で指導(見逃さない、許さない)
- ・年に3度(学期に1度)のアンケートを行い、いじめ防止対策委員会で内容について共有する。
- ・全てのアンケート後にいじめの有無に関わらず全員と面談し、児童の悩みやアンケートに現れなかった困りを聞き取り解決につなげる。面談後は、個人懇談で聞き取り内容と指導について保護者に報告する。
- ・子ども、保護者、地域等からのいじめの情報・相談を受けた場合は、真摯に傾聴。
- ・周囲の児童・関係児童から速やかに聞き取り。
- ・同時刻、個別の聞き取りとその記録化。
- ・管理職への相談・報告。

<チームづくり・指導方針の決定>

- ・いじめ防止対策委員会の招集、役割分担。
- ・指導、支援の方針を決定。
- ・全教職員でいじめの事実の共通理解を図る。(防止対策委員会を通して周知徹底)
- ・教育委員会、関係機関(相談機関・警察等)との連携。

<児童への指導・支援>

- ・対応の際は、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意。
- ・個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応。ただし、あくまでも組織としての対応を行うことを忘れないようにする。

～いじめられている子どもへの対応～

- ・子どもの立場に立って、共感的な理解に努める。特にいじめられている子どもを最後まで守り通すという姿勢をもって対応するなど、子どもとの信頼関係を改めて築くこと、また、子どもが安心して学校に通える体制作りを行うことが大切。(例：安全確保のため、休み時間などの見守り)

～いじめている子どもへの対応～

- ・相手の苦しみを理解させるとともに、自分の行為や責任を自覚させる指導を行う。思いやりの心を大切にするような指導を通し、二度と同じことを繰り返さないようにする。

<いじめが起きた集団への関わり>

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考える。年間計画に位置付けられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時の学級活動や集会等により、いじめられている子どもの苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

<保護者との連携>

- ・保護者と会って、事実関係を速やかに伝える。いじめの背景を共有し再発防止への協力を要請する。いじめが表面上収まっても、定期的に学校生活の様子を保護者に伝え、協力を得る。

<再発防止>

- ・指導、支援体制に修正を加える。
- ・被害の児童と保護者の了解を得て、再発防止のための学級指導、学年指導を行う。
- ・同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係の集団づくりを進める。

(5) ネットいじめへの対応

- ・子どもからの情報を敏感に察知するなど、絶えず教職員がアンテナを高くし、情報収集に努める。
- ・インターネットによる誹謗・中傷等、悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、直ちに保護者に連絡し、削除を求めるなどの適切な処置をとる必要がある。
- ・学校単独で対応することが困難と判断した場合には、市教委と相談しながら対応を考える。
- ・必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。学校における情報モラル教育を進めることも、今後の重要な課題である。

(6) 「いじめ」の早期発見・早期対応について

■早期発見に向けて…「変化に気付く」■

- ・児童の様子を、担任をはじめとする多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教職員は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決しているとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

■相談ができる…「誰にでも」■

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できること（含：相談窓口、相談ダイヤル等）や相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び特別支援教育巡回相談員等を活用した教育相談体制の構築を図る。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

■早期の解決を…「傷口は小さいうちに」■

- ・教職員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・いじめの解消とは＝①心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること。②被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(7) 校内体制について

- ・「上白石小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、保健主事、養護教諭、当該学年担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、)とする。
- ・役割として、定例会議（月1回開催）において、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめに関わるアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討を行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

(8) 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの重大な事態発生時の対応等については教育委員会に報告し、指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・児童の命や安全を守ることを最優先に、必要に応じて（いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合等）、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- ・地域全体で、いじめは「しない・させない・許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いをする。